

## 函館市中学生学習支援等事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第7条第2項第2号に基づき、貧困の連鎖を防止するため、子どもの学習支援や居場所の提供、進学支援等により、子どもの将来の社会的自立を推進する取り組みを行う函館市中学生学習支援等事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は法の例のほか、次のとおりとする。

- (1) 生活保護世帯 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき現に保護を受けている世帯をいう。
- (2) 生活困窮世帯 法第3条に基づく生活困窮者の属する世帯をいう。
- (3) 就学援助 学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき実施される援助をいう。
- (4) 児童扶養手当 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づき支給される手当をいう。
- (5) 住居確保給付金 法第3条第3項に基づき支給される給付金をいう。

### (実施主体)

第3条 本事業の実施主体は函館市（以下「市」という。）とし、事業の全部または一部を、公正、中立かつ効率的に実施することができると認められる法人に委託することができる。

### (事業の内容)

第4条 本事業における支援は、次のとおりとする。

- (1) 学習支援  
高校進学に向けた学習支援や学習習慣の定着、学習意欲の向上を図る。
- (2) 居場所の提供  
日常生活習慣の形成、社会性の育成に資する安心して通うことができる居場所を提供する。
- (3) 進路相談等  
個別の進路相談や進学に必要な奨学金等進学に必要な情報提供を行う。
- (4) 生活上の相談支援  
子どもの生活習慣や育成環境の課題に応じ、関係機関と連携して支援を行う。

### (対象者)

第5条 本事業の対象者は、市内に居住する生活保護世帯および生活困窮世帯の中学生とその保護者とする。ただし、生活困窮世帯は、生活困窮者自立相談支援事業の利用について了承し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けていること。
- (2) 就学援助を受けていること。
- (3) 市の住居確保給付金における収入要件および資産要件に該当していること。

(定員)

第6条 本事業の定員は、当該年度により予算措置された人数とする。

(期間)

第7条 本事業の利用を認められた者（以下「利用者」という。）に対する学習支援等を行う期間は、利用を開始した日の属する年度の末日までとする。

2 その他、利用の辞退等により年度の途中で中止となる場合はこの限りでない。

(実施上の注意)

第8条 個人情報の取扱いについては、関係法規、市条例等を遵守し、厳重に取り扱うとともに、紛失・遺漏がないように十分配慮すること。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業を行うに当たって必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して2年間は、改正後の第5条の規定にかかわらず、施行日の前日において函館市中学生学習支援等事業の利用を行っていた者が施行日以後も引き続き当該事業を利用しようとする場合における当該事業の利用にかかる要件については、なお従前の例によることができる。